平成十八年五月二十六日受領
答弁第二六一号

内閣衆質一六四第二六一号

平成十八年五月二十六日

内閣総理大臣　小泉純一郎

衆議院議長　河野洋平殿

衆議院議員高井美穂君提出靖国神社のＡ級戦犯分祀に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高井美穂君提出靖国神社のＡ級戦犯分祀に関する質問に対する答弁書

一について

宗教法人である靖国神社においてどのような祭神を祭るかについては、憲法第二十条が保障する信教の自由に関する事柄であるから、政府として見解を述べる立場にない。

二について

御指摘の「発言」は、いずれも内閣総理大臣その他の国務大臣としてのものではないと承知しており、内閣法制局として意見を述べることは差し控えたい。